

○国立大学法人埼玉大学研究機構環境科学研究 センター規程

〔平成26年3月20日
規則第38号〕

改正 平成29. 3.28 28規則37

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人埼玉大学研究機構規程第4条第4項の規定に基づき、環境科学研究センター（以下「センター」という。）に関して、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 センターは、本学における研究拠点として、環境科学及び環境科学関連技術研究の推進を図るため、複合科学的見地から環境動態や環境機能の解明と応用に関する研究を行い、その成果の社会への還元を目指すことを目的とする。

(業務)

第3条 センターにおいては、次に掲げる業務を行う。

- (1) 環境負荷低減を意図した環境化学物質の循環及び変質についての研究
- (2) 生態系の機能解明及び生態系への環境インパクトに対する応答機序解明に関する研究
- (3) 低炭素社会・循環型社会・環境共生社会の実現による持続社会形成へのプロセスの研究
- (4) 前各号に掲げる研究に関する国際協力

(組織)

第4条 センターに、次の教職員を置く。

- (1) センター長
- (2) 兼任教員
- (3) その他の教職員

(センター長)

第5条 センター長は、本学の専任教授をもって充て、学長が委嘱する。

2 センター長は、センターの管理運営を掌理する。

3 センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、センター長に欠員が生じた場合の後任のセンター長の任期は、前任者の残任期間とする。

(兼任教員)

第6条 兼任教員は、環境科学及び環境科学関連技術研究に関する専門的知識を有する本学の教員のうちから、学長が委嘱する。

2 兼任教員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、兼任教員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(センター会議)

第7条 センターにセンター会議を置き、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 運営の具体的方策に関する事項
- (2) 自己評価に関する事項
- (3) その他センターに関する事項

第8条 センター会議は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) センター長
- (2) 兼任教員のうちから、センター長が指名する者
- (3) その他センター長が必要と認めた者

第9条 センター会議に委員長を置き、センター長をもって充てる。ただし、センター長に事故あるときは、センター長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。

2 委員長は、センター会議を招集し、その議長となる。

3 センター会議は、委員総数の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

4 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 議長が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(事務)

第10条 センターの事務は、研究協力部研究推進課において処理する。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。

2 この規程は、平成31年3月31日限り、その効力を失う。

附 則 (平成29. 3. 28 28規則37)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。